

行 為 の 例	関 係 条 文
<p>6. 広告、ポスター、あいさつ状等</p> <p>(1) 選挙用ポスターをはってまわること。</p> <p>(2) 受け持ちの児童・生徒に上記のポスターをはらせること。</p> <p>(3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童・生徒に持ち帰らせること。</p> <p>(4) 選挙期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。</p> <p>(5) 「〇〇候補の当選を期す」というようなポスター、ビラなどを職員室の壁にはること。</p> <p>(6) 以上の例のほか、選挙運動期間中、文書などについての公選法の規則を免れる行為として、いかなる名義であっても、政党や候補者の名を記載した文書(推薦お礼のポスターなど)を配ったり、掲示したりすること。</p> <p>(7) 選挙運動用ポスターは葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。</p> <p>7. 演説等</p> <p>(1) 選挙運動のための立会演説会、個人演説会又は街頭で演説すること。</p> <p>(2) 不特定多数の人に対して、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。</p> <p>(3) 選挙運動のための立会演説会、個人演説会などを、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること。 (集団で行えば更に重い罰則がある。)</p> <p>8. 資金カンパ</p> <p>特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。</p> <p>9. その他</p> <p>(1) 選挙運動のために放送設備(例えば校内放送設備など)を使用すること。</p> <p>(2) 受け持ちの児童・生徒の保護者が候補者、選挙運動者又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。</p>	<p>人事院規則 14-7-6 ⑬ 公選法 137 公選法 136 の 2,137,142 人事院規則 14-7-6 ①⑬ 公選法 142 ,143,146</p> <p>公選法 143 、 145 人事院規則 14-7-6 ⑬ 公選法 146 人事院規則 14-7-6 ⑬</p> <p>公選法 136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①⑧</p> <p>人事院規則 14-7-6 ⑧⑩ 人事院規則 14-7-6 ⑩</p> <p>公選法 225 、 230</p> <p>人事院規則 14-7-6 ③</p> <p>公選法 151 の 5 人事院規則 14-7-6 ⑩ 公選法 225,136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①</p>